

部活動の基本方針（ガイドライン）

1 教育目標の位置づけ

教育目標	いかなる時代にもたくましく生き抜ける人間の育成
目標具現化の柱	部活動は、活動を通して心身ともに調和のとれた生徒を育成すると共に、個々の能力を最大限に伸ばすことを目的とする。

2 設置部活動

	部活動名		部活動名
運動部	野球 サッカー(R9 総体後休部) ハンドボール 弓道 テニス 女子バレーボール ダンス	文化部	吹奏楽 総合文化 【写真班、美術班(R8 笙陵祭後休部)、家庭班(R8 笙陵祭後休部)、英語班(R8 笙陵祭後休部)】

3 部活動の活動方針

区分	目標
成果目標	全国大会出場部活動2団体以上、東海大会出場部活動3団体、県大会出場部活動6団体以上を達成する。
効率的・効果的な活動の取り組み	平日19時の完全下校を遵守する。 早朝練習は7時20分から8時10分の間とする。 年度内の合宿は、泊を伴う遠征を含み10泊以内とする。
活動日 休養日	基本的に各部活動で設定するが、週1日以上休養日を設け、年間で100日以上休養日を設ける。

<p>テスト期間中の活動</p>	<p>(ア) 1週間前よりテスト期間とし、部活動の実態に応じて活動時間等配慮して行う。</p> <p>(イ) 活動時間等の配慮とは、平日においては1時間程度、休日においては2時間程度の活動時間をいい、その他、生徒の実態に応じた配慮を指す。</p> <p>(ウ) 定期テスト5日前より原則として活動は中止する。ただし、公式戦、公式戦に準ずる大会等が近い場合、または、特別な事情がある場合は、部活動特別活動許可願を提出し、顧問の指導のもとで行う。</p> <p>(エ) 大会等が近い場合とは、テスト直前3日前及び、テスト後2週間以内を指す。</p> <p>(オ) (ウ) により活動を行う場合には、(イ) に準じて活動時間等配慮して行う。</p>
<p>活動時間</p>	<p>1日の活動時間は平日では長くとも2時間程度、週休日（学校の休業日）は原則として3時間程度とする。</p>
<p>運用上の留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の基準は日常の運動部活動の休養日や活動時間の目安を示したものであり、できる限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるように配慮する。 ・活動日数や時間は、状況により柔軟な対応が可能である。ただし、活動日数や時間を変更する場合には、あらかじめ校長の了解の下、計画的にそれぞれの週または月などの一定の期間内に調整する。 ・試合期や長期休業中など、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、それを妨げるものではないが、超過した活動日数や時間については休養日や時間を他の日に振替える。また、適切に保護者や生徒等に示すようにする。 ・長期休業中やテスト期間、シーズンオン・オフ等の期間を活用し、生徒がまとまった休養が取れるように配慮する。

このガイドラインは平成31年4月1日より策定する。

このガイドラインは令和7年4月1日から改定する。

このガイドラインは令和8年4月1日から改定する。